

北海道 自家用新聞

発行所

北海道自家用自動車協会連合会
編集兼発行人 林 雄 三 郎
札幌市東区北三〇東一(郵便番号065-0330)
電話 (011) 721-1145 五七八
支局 札幌 函館 室蘭 旭川 帯広 釧路 北見
定価 一部 三〇円(会費に含まれていません)

ナンバープレート アルファベット使用へ 最終とりまとめを公表

自動車のナンバープレートの今後のあり方について議論を進めていた国土交通省は、今般、懇談会の最終とりまとめを公表した。

それによると、払出の多い一部の希望ナンバーの分類番号にアルファベットを使用することで対応とし、「新たな地域名表示のナンバープレート」(ご当地ナンバー) 拡充は、平成二十六年度中に対応できるような準備を進めることとした。また、ナンバープレートの形状の見直しは、先送りされた。

具体的な内容を見ると、希望ナンバーに関しては、一部地域において特定の番号が数年後に払底する状況となつてきていることから、現在三桁の数字で表されている分類番号の下二桁の文字にアルファベットを用いることで枯渇させることなく、継続的に希望する一連指定番号の取得機会の維持を図ることとした。

なお、アルファベットを用いる場合であっても、「I」や「O」などは、数字と判別が困難なものについては除外すべきであり、この点については視認性及び技術的な観点から引き続き検討を進めるとしている。

また、平成十八年から二十年にかけて全国十九地域で導入された「ご当地ナンバー」の導入も検討されている。

対象地域内で登録されている自動車の数が十万台を超えていること(対象地域の全部が離島である場合を除く)

地域住民の同意を前提に対象地域の市町村からの要望を踏まえた都道府県の提案によるものであること

対象地域における地域振興・観光振興策などについて

振興の中での「ご当地ナンバー」の位置付け、活用方策などが明確に示されていること

自動車登録手続の利便性の向上の施策であるOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を導入又は導入の具体的な計画があること

【地域名の基準】
行政区画や旧国名などの地理的名称
漢字二文字を原則とし、最大四文字以内(ローマ字は不可)
このように一定の制約を前提として対応するとしている。また、ご当地ナンバーの拡充にはシステム改修等に要する期間を勘案し、平成二十六年度中に実施できるよう必要な準備を進めていくとしている。

【条件】
対象地域内で登録されている自動車の数が十万台を超えていること(対象地域の全部が離島である場合を除く)

平成24年 冬の全国交通安全運動

実施期間
11月15日(木)～11月24日(土)

年間スローガン
ストップ・ザ・交通事故死
くめさせ 安全で安心な北海道

重点目標
・高齢者の交通事故防止
・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
・交差点の交通事故防止
・飲酒運転の根絶

【地域名の基準】
行政区画や旧国名などの地理的名称
漢字二文字を原則とし、最大四文字以内(ローマ字は不可)
このように一定の制約を前提として対応するとしている。また、ご当地ナンバーの拡充にはシステム改修等に要する期間を勘案し、平成二十六年度中に実施できるよう必要な準備を進めていくとしている。

【条件】
対象地域内で登録されている自動車の数が十万台を超えていること(対象地域の全部が離島である場合を除く)

【地域名の基準】
行政区画や旧国名などの地理的名称
漢字二文字を原則とし、最大四文字以内(ローマ字は不可)
このように一定の制約を前提として対応するとしている。また、ご当地ナンバーの拡充にはシステム改修等に要する期間を勘案し、平成二十六年度中に実施できるよう必要な準備を進めていくとしている。

マイカーの世帯普及台数 六年ぶりに増加

一般財団法人自動車検査登録情報協会が集計した平成二十四年三月末現在における自家用乗用車(軽自動車含む)の世帯当たり普及台数は一・〇八〇台となり、前年の一・〇七六台から一・〇四四台増えて六年ぶりに増加に転じた。エコカー補助金効果により、新車販売が好調であったことに加え、世帯数の伸び率が鈍化したことにより、保有台数の伸び率が世帯数の伸び率を上回った。

平成十九年から二十三年までは、新車販売の不振などにより保有台数の伸び率が世帯数の伸び率を上回っていたことから、世帯当たり普及台数は五年連続で減少していた。

この調査は、同協会が毎月発行している統計書「自動車保有車両数月報」と、総務省発表の「住民基本台帳」に基づき人口、人口動態及び世帯数」を基に、世帯当たりの普及状況をまとめたもの。

平成二十四年の自家用乗用車の保有台数は五八四万三〇二一台、世帯数は五四一七万四七五世帯で、世帯当たり普及台数は、一・〇八〇(一・〇八〇台)と同水準。

世帯当たり普及台数は、昭和五十年に一・五〇五台と初めて一・五台を超えて二世帯に一台となり、平成八年には一・〇〇〇台と一世帯に一台時代を迎えた。なお、過去最高は平成十八年の一・一一二台となっている。

また、全国軽自動車協会連合会が発表した軽自動車の世帯当たり普及台数によると、今年三月末時点の普及台数は一・〇〇世帯に五・一〇台と昨年の五・〇三台から一・七台普及が進み、一九七七年以降、三十六年

普及台数の推移

年月	世帯当たり普及台数	保有台数	世帯数
平成20年	1.095	57,277,719	52,324,877
平成21年	1.086	57,411,148	52,877,802
平成22年	1.080	57,637,404	53,362,801
平成23年	1.076	57,888,005	53,783,435
平成24年	1.080	58,483,021	54,171,475

「ハイブリッドクラス」はじめました!!

トヨタレンタカーは、ハイブリッドのレンタカー保有No.1*。

4月1日より新料金「ハイブリッドクラス」をスタートしました。アクアやプリウスをはじめとした今話題のハイブリッドカーがさらにご利用しやすくなりました。ぜひご利用ください。

新料金スタート!!

トヨタレンタカー

乗りたいたい時に、乗りたいたいクルマ

トヨタレンタカー

レンタカーでエコドライブ。そんなお客さまが増えていきます。

Economy! たとえば、コンパクトカー(HV)のアクアなら... 「ご利用料金」が魅力的!!

6,300円~/6時間 (税込/基本料金)

借りるなら、「ハイブリッドクラス」

Economy! たとえば、コンパクトカー(HV)のアクアなら... 驚きの「低燃費」!!

●JCOCモード*1

35.4 km/L

料金等の詳しい情報はこちら <http://www.toyotarenta.com/>

お電話でのお問い合わせはこちら トヨタレンタリース旭川 Tel. (0166) 57-0100

「ラク楽eメンバー」入会できらにホトク!!

個人向けトヨタレンタカー会員制度 「ラク楽eメンバー」入会受付中!!

キャンペーンの詳細は、ホームページトヨタレンタリースをご覧ください!!

ホームページトヨタレンタリース [www.toyota.co.jp/rent/](http://rent.toyota.co.jp)

店舗からのアクセスはこちら! <http://rent.toyota.co.jp>

株式会社トヨタレンタリース旭川 (本社) 旭川市東區橋4線10号1番地8

旭川店 Tel. (0166) 57-0100 大雪山店 Tel. (0166) 34-0100 深川店 Tel. (0164) 23-0100 旭川空港店 Tel. (0166) 83-3701 帯広店 Tel. (0166) 23-2100 札幌店 Tel. (0162) 29-3100 旭川駅前店 Tel. (0166) 23-0100 士別店 Tel. (0165) 23-2100 利根町店 Tel. (0164) 43-0100 忠和店 Tel. (0166) 61-0100 名寄店 Tel. (0165) 43-0100 札幌店 Tel. (0163) 86-1117 札幌南店 Tel. (0162) 22-0100 札幌北店 Tel. (0162) 29-3100 釧路店 Tel. (0164) 43-0100 札幌マム店 Tel. (0167) 58-1001

9・10月強化月間

「自動車点検整備推進運動」 とつても大事、クルマの点検。 家族を守る、クルマの点検。

今年も九月と十月の二ヶ月間を強化月間とし、自動車の構造及び点検・整備について知識と理解を広めるために、「自動車点検整備推進運動」(マイカー点検キャンペーン)を全国的に展開しています。

本運動は、警察庁の協力のもと国土交通省、自動車関係二十九団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」及び自動車関係十四団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会」が中心となり、一般ユーザーに適切な点検・整備の必要性を理解してもらうと共に、大型車ユーザーにあつては、ホイールの取付状態や燃料装置等について、より確実な点検整備の実施を求めています。



～安全確保と環境保全是、クルマの点検・整備から～

定期点検及び日常点検を行う必要があります。しかし、自家用自動車の定期点検実施率は五十%程度と低く、日常点検では更に実施率は低い状況で、自動車ユーザーに自動車の点検・整備の重要性が十分認識されているとは言えない状況です。

また、大型車についても、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車輪脱落事故や車両火災事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みが必要となります。運転中に起きるトラブルの多くは、日頃の日常点検で回避できると

マイカーを点検しよう！日常点検15項目

エンジンルーム	5項目	1. ブレーキ液の量
		2. 冷却水の量
		3. エンジン・オイルの量
		4. バッテリー液の量
		5. ウインド・ウォッシュ液の量
外回り	4項目	6. ランプ類の点灯・点滅
		7. タイヤの亀裂・損傷の有無
		8. タイヤの空気圧
		9. タイヤの溝の深さ
運転席	6項目	10. エンジンのかかり具合・異音
		11. ウインド・ウォッシュの噴射状態
		12. ワイパーの拭き取り能力
		13. ブレーキの踏みしろときき具合
		14. 駐車ブレーキの引きしろ(踏みしろ)
		15. エンジンの低速・加速状態

省 警察庁に改善を要請

総務省は、自動車登録の際に必要な自動車保管場所証明書(車庫証明)の手続きを簡単にしよう警察庁に要請した。郵送による警察署への申請を認め、同じ駐車場で購入した車を買替える場合は提出書類の一部省略を検討することを求めている。市民からの行政相談がきっかけの要請で、警察庁は十一月二十四日までに対応結果を報告する。

車庫証明の取得は自動車販売店等に依頼するのが大半で、一〜二万円程度の代行料が必要となる。本人が直接手続きを行えば実費で済むが、管轄警察署の窓口で申請し、後日再び警察署へ出向き証明書を受け取らなければならない。しかし、手続きが似ている軽自動車の保管場所届出よう要請した。

街頭検査 全国で一七二回実施 「不正改造車を排除する運動」

国土交通省や関係省庁など、自動車関係三十二団体で構成する不正改造防止推進協議会が中心となつて進めた六月の「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間中の街頭検査について、国交省は実施結果を発表した。期間中に全国で一七二回の街頭検査を実施し、不正改造車二一〇台に整備命令書を交付して必要な整備を命じた。

突入防止装置 装着義務の対象を拡大

国土交通省は、このほど追突事故における被害を軽減させるため、これまで大型トラックのみに装着義務付けていた突入防止装置を乗用車を含むすべての車両を義務化の対象とし、道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則などを一部改正した。これらの改正は、国連の「車両等の型式認定相互承認協定」における相互承認協定に基づく規則の改訂が国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラムにおいて採択されており、今回国内基準に盛り込むために行われた。

突入防止装置とは、車高の低い乗用車等が、大型トラックなどに衝突した際に、乗用車がトラックの車台の下に潜り込むのを防ぐ目的から備えられた安全装置で、これまで普通貨物自動車及び車両総重量三・五トンの超小型貨物自動車に装着を義務付けていたが、これらの車種以外にも、構造上潜り込みの可能性がある自動車については、被害軽減のため新たに突入防止装置の装着を義務付けし、次の要件を満たすことを条件とした。

①平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側一〇〇mmまでの間にあること
②下縁の高さが地上五五〇mm以下に取付けられていること
③自動車の後端との水平距離が四五〇mm以下に取り付けられていること

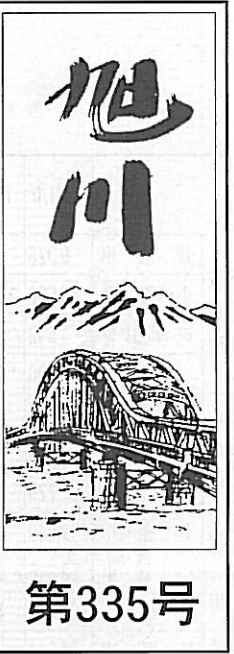
装着義務が適用されるのは、平成二十七年七月二十六日以降に製作される、乗用自動車及び車両総重量三・五トン以下の小型貨物自動車などとなっている。

またこれに併せて、他の保安基準も改正。立席を有していないバスにおいて、横向き座席を設置する場合に必要な座席寸法などの要件を定めている。適用時期は、新型車が二十六年七月二十六日、継続生産車が十九年七月二十六日。

なお、座席ベルトにおいては、取付装置の必要設置個数および当該座席ベルト取付装置の強度要件を追加することとした。その他、前照灯及び前部霧灯、後部霧灯、後部反射鏡などの取付け基準などの改正も成り込まれた。

整備命令書を交付した二一〇台のうち、不正改造内容を見ると、不適切な灯火が六十八件、着色フィルムなどの貼付が三十三件、保安基準不適合マフラーの装着が三十二件などとなっている。

国交省は、今後とも関係機関と協力し、不正改造車及び不正改造油の排除を積極的に推進するとしている。



旭川地方自家用
自動車協会は
交通安全運動を
推進します

不当要求行為二二七件発生

自動車検査法人 業務妨害は増加・時間外の 検査強要行為は減らず

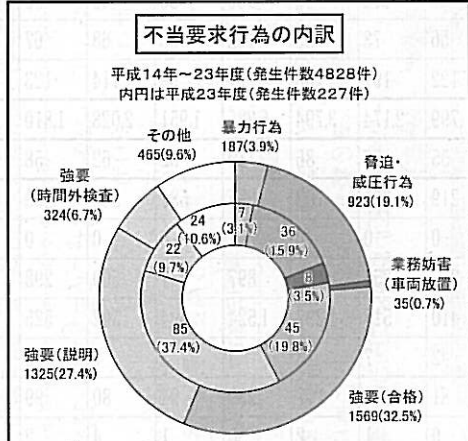
自動車検査独立行政法人がまとめた平成二十三年度の自動車検査における不当要求行為の総件数は、二二七件(前年比六十五件減)となった。十九年度をピークに四年連続で減少となったが、検査コース上に車両を放置することによる業務妨害件数は増加し、時間外の検査強要件数が前年と同数であった。

全国九十三カ所の自動車検査場から報告があった不当要求行為件数の内訳をみると、説明の強要が八十五件(前年比八件減)、合格の強要が四十五件(前年比三十六件減)、脅迫・威圧行為が三十六件(前年比十一件減)、暴力行為が七件(前年比二件減)と減少する傾向がある一方で、時間外検査の強要が二十二件(前年

同様)車両放置の業務妨害が八件(前年比三件増)となっている。

また、暴力行為は依然として後を絶たず、検査の不合格判定や合格のみを目的とする整備補修が不適切との指摘に対し受験者が逆上し、検査職員に殴りかかるなどの暴力を働いたものが七件発生。このうち三件が刑事事件となり、受検代行業者一人が公務執行妨害罪で刑事罰が確定している。

なお、暴力行為や脅迫・威圧行為、車両放置の業務妨害などを原因とした警察出動事案は、二十一件あり受検代行業者が半数以上を占めている。



自動車検査法人では、二十三年度の不当要求行為件数が減少したことについて、毅然とした対応の徹底が減少に繋がったとしているが、業務妨害が増加し、暴力行為や脅迫・威圧行為と合わせた件数は、依然として全体の二割を超えている。

そのため、引き続き防犯カメラによる録画やICレコーダーによる録音及び防犯訓練を行うとともに、警察との連携を強化し断固たる態度で、審査業務を実施する方針だ。

チャイルドシートの 肩ベルトの調整に注意

チャイルドシートの肩ベルトが子供の首にかかると負傷する事故が発生したことから、国土交通省は子供の成長に合わせて肩ベルトを調整するよう呼びかけている。

事故は、店舗駐車場で月齢十一カ月の子供をチャイルドシートに乗せたまま車内に残して車を離れ、その後車に戻ると、子供の体がチャイルドシートの外に出て、チャイルドシ

ートの肩ベルトが首にかかり、命に関わる危険な状態となったもの。チャイルドシートの肩ベルトが調整されていないと、子供が抜け出して危険な状態となるだけでなく、交通事故の際に子供がうまく保護されない危険性がある。

このため同省では、従来からチャイルドシートの適切な使用方法について注意喚起してきたが、改めて日



「子供の命を守る」 通学路の交通安全対策

今年四月東京都府で、登校中の児童などの列に自動車が入り、多数の死傷者が出た事故をはじめ、通学路で児童が巻き込まれる痛ましい事故が相次いで発生した。これを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁は、相互に連携した取り組みとして、通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会の意見をとりまとめ、発表した。

それによると、安全確保には「歩行者と車両の分離」が最も有効であるが、生活道路から自動車を全て排除することは困難と判断。現実的には「自動車の速度を低減させること」が重要であり、データ上、事故時のスピードに伴う死亡率から換算すると、安全な速度の一つの基準は、住宅地内など幹線道路以外の規制速度を時速三〇kmにすることが大変有効であるとした。その一方、低速走行時でも、重量車両や車の前面が垂直形状のワンボックスカーなどの場合には、死亡事故が発生していることに留意が必要とする意見もあった。

また通学路においては、ゾーン対策が効果的とし、自動車の速度抑制

のためハンブ(意図的に道路を盛り上げた部分)や狭さくなどの設置が有効とされている。ハンブについては、速度抑制のほか、注意喚起の効果も大きく、幅員の狭い日本の生活道路に適合し、狭さくは、交差点付近に設置することにより、地区内の自動車の速度抑制と併せて、子供の飛び出しによる出会い頭事故を削減できるとしている。その他、自ら危険性を予測し、自分の身を守るための交通安全教育の徹底や、児童生徒・保護者に対するより実践的な交通安全教育・指導の重要性についても意見している。

更に、登下校時の交通事故のデータ検証から、新学期開始後四月から六月にかけて小学校低学年の歩行中の重症者数が多く、自転車乗車中の重症者は、交差点において五月と六月に多いことが分かっていることから、事故多発時期に合わせた安全教育と安全運転意識の啓発も重要であるとの結果に至った。

これらの意見聴取・意見交換の結果は、関係機関へ参考送付され、各地域において具体的な対策の検討・実施に活用されるという。

優良運転者表彰式

優良運転者表彰は、協会の年次事業として交通安全運動の推進と、交通事故の防止を目的に行っておりま

今年度の優良運転者表彰には、九十五名の申し込みがあり、九月十四日の優良運転者選考委員会において、

第51回
十月二十五日(木)
ロワジールホテル旭川で実施

申し込み者の受賞が決まりました。表彰式の日時と会場は次の通りです。

日時 十月二十五日(木)
十五時三十分より

会場 旭川市七条通六丁目
ロワジールホテル旭川

サポート・ユア・カーライフ

一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

ロードサービス救援コール
車・バイクの故障、トラブルの受付
[全国共通・24時間年中無休]
0570-00-8139

通話料は有料(固定電話は1分/10円、携帯電話は20秒/10円)。ただし、PHSと一部のIP電話等からはご利用になれません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

または、
ショートダイヤル #8139

通話料は有料。ダイヤル自体の固定電話、一部のIP電話等からはご利用になれません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

総合案内サービスセンター
ロードサービス以外の手続きサービスなどのご案内
[全国共通・年中無休] 平日9:00~19:00
土日・祝・年末年始9:00~17:30
0570-00-2811

通話料は有料。ただし、PHSと一部のIP電話等からはご利用になれません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

入会申込はお近くの自動車販売店
または支部窓口へ

旭川支局一般希望番号 抽出しトップ5

	3ナンバー	5ナンバー
1	3	1122
2	1122	2525
3	5	11
4	33	3
5	11	1212

インターネットからも予約できます。
アドレス <http://www.kibou-number.jp/>
詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用 検索

予約問い合わせは《希望ナンバー予約センター》まで
一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会
TEL(0166)51-1221

北海道運輸局旭川運輸支局管内市町村別自動車数

平成24年 3 月31日現在

	旭川市	士別市	名寄市	富良野市	上 川 郡										勇払郡	空 知 郡			中 川 郡			雨竜郡	稚内市			
					鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	和寒町	剣淵町		下川町	占冠村	上富良野町	中富良野町	南富良野町	美深町			音威子府村	中川町	幌加内町
貨物用	普通車	9,075	936	1,096	1,256	410	279	453	179	149	161	306	920	193	236	159	69	465	250	205	350	63	123	114	1,549	
	小型車	12,683	1,135	1,167	1,268	317	397	384	213	197	204	390	552	233	292	129	75	437	283	133	242	51	133	96	1,623	
	被牽引車	542	54	88	55	37	5	18	10	0	3	7	54	2	5	24	1	6	3	9	25	1	3	0	51	
	計	22,300	2,125	2,351	2,579	764	681	855	402	346	368	703	1,526	428	533	312	145	908	536	347	617	115	259	210	3,223	
乗合用	普通車	521	27	42	40	12	9	3	4	2	15	12	25	1	6	4	13	4	7	2	5	1	3	3	93	
	小型車	258	46	54	75	14	24	17	5	9	15	17	18	8	5	9	5	24	9	20	9	3	8	3	65	
	計	779	73	96	115	26	33	20	9	11	30	29	43	9	11	13	18	28	16	22	14	4	11	6	158	
乗用	普通車	49,040	3,310	4,297	3,480	976	1,650	969	569	516	672	1,148	1,655	529	486	529	278	1,775	726	455	771	181	388	283	6,191	
	小型車	78,345	5,125	6,550	5,530	1,727	2,479	1,667	978	804	913	1,751	2,700	886	884	833	358	2,664	1,274	629	1,037	217	433	380	7,758	
	計	127,385	8,435	10,847	9,010	2,703	4,129	2,636	1,547	1,320	1,585	2,899	4,355	1,415	1,370	1,362	636	4,439	2,000	1,084	1,808	398	821	663	13,949	
特種用途	特種車	4,544	422	534	427	157	134	147	53	66	118	80	169	36	46	56	27	136	58	54	128	28	57	42	742	
	大型特殊車	2,115	408	388	399	93	78	232	85	56	73	83	192	63	68	67	22	114	62	46	171	28	55	55	654	
	計	6,659	830	922	826	250	212	379	138	122	191	163	361	99	114	123	49	250	120	100	299	56	112	97	1,396	
	登録自動車計	157,123	11,463	14,216	12,530	3,743	5,055	3,890	2,096	1,799	2,174	3,794	6,285	1,951	2,028	1,810	848	5,625	2,672	1,553	2,738	573	1,203	976	18,726	
	小型二輪車	4,013	328	455	322	116	148	90	61	55	55	86	119	52	62	58	8	158	79	24	60	5	18	15	286	
軽自動車	検査対象車	四輪	12,796	1,795	1,956	2,132	806	531	898	576	219	251	782	896	581	509	298	76	774	470	157	352	50	117	168	2,104
		三輪	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		計	12,797	1,795	1,956	2,133	806	531	898	576	219	251	782	897	581	509	298	76	775	470	157	352	50	117	168	2,104
	届出車	乗用車	53,927	3,126	4,499	3,773	1,259	1,634	1,107	654	410	515	1,297	1,524	494	502	525	147	1,663	877	364	616	94	220	191	6,299
		特種用途車	363	19	31	30	13	10	6	8	2	7	13	4	3	7	6	0	14	2	3	5	1	1	2	54
		計	54,290	3,145	4,530	3,803	1,272	1,644	1,113	662	412	522	1,310	1,528	497	509	531	0	14	2	3	5	1	1	2	54
二輪車	4,306	456	564	417	150	144	110	90	81	110	117	239	94	80	99	45	297	148	66	80	22	56	39	845		
その他	16	9	5	2	0	0	0	1	0	1	2	0	1	4	2	0	1	2	4	0	7	2	2	58		
	計	71,409	5,405	7,055	6,355	2,228	2,319	2,121	1,329	712	884	2,211	2,664	1,173	1,102	930	268	2,750	1,499	594	1,053	174	396	402	9,360	
	総車両数	232,545	17,196	21,726	19,207	6,087	7,522	6,101	3,486	2,566	3,113	6,091	9,068	3,176	3,192	2,798	1,124	8,533	4,250	2,171	3,851	752	1,617	1,393	28,372	
	人口	350,511	21,640	29,869	23,890	7,396	9,744	7,133	4,133	3,304	4,105	7,875	10,842	3,846	3,578	3,616	1,142	11,728	5,497	2,832	4,929	809	1,815	1,663	37,911	
	乗用車1台当り人口	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.7	1.9	1.9	1.9	2.0	1.9	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.9	1.9	2.0	2.0	1.6	1.7	1.9	1.9	
	世帯数	173,984	9,870	14,455	10,901	3,070	3,793	3,052	1,867	1,479	2,155	3,335	4,758	1,755	1,574	1,807	582	5,286	2,193	1,512	2,358	452	877	837	18,734	
	乗用車1台当り世帯数	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	0.8	0.8	0.9	0.8	1.0	0.7	0.9	0.8	1.0	1.0	0.9	0.8	1.0	0.9	

	宗谷郡	枝 幸 郡			礼文郡	利 尻 郡		天 塩 郡		留萌市	増毛郡	留萌郡	苫 前 郡			天 塩 郡		深川市	雨 竜 郡						
		猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	礼文町	利尻町	利尻富士町	豊富町		幌延町	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町		天塩町	妹背牛町	秩父別町	雨竜町	北竜町	沼田町	
貨物用	普通車	258	303	110	755	107	72	82	287	167	781	118	84	147	313	72	177	226	819	125	108	131	56	154	
	小型車	206	214	105	398	109	114	157	287	101	900	229	225	177	248	71	163	175	1,001	207	171	213	102	286	
	被牽引車	7	8	2	7	4	4	3	11	20	43	2	4	7	16	1	4	15	26	1	1	3	4	2	
	計	471	525	217	1,160	220	190	242	585	288	1,724	349	313	331	577	144	344	416	1,846	333	280	347	162	442	
乗合用	普通車	8	3	0	19	17	9	1	11	3	54	4	3	7	26	1	6	2	39	2	8	5	5	10	
	小型車	14	7	7	17	9	4	13	15	6	53	15	6	6	12	5	9	11	25	3	9	3	5	12	
	計	22	10	7	36	26	13	14	26	9	107	19	9	13	38	6	15	13	64	5	17	8	10	22	
乗用	普通車	750	826	327	1,808	280	201	290	851	497	3,655	689	500	525	1,160	247	527	794	3,031	456	410	408	292	521	
	小型車	645	938	375	2,002	406	348	394	1,089	612	5,103	1,027	763	753	1,439	307	610	858	5,165	794	576	600	558	832	
	計	1,395	1,764	702	3,810	686	549	684	1,940	1,109	8,758	1,716	1,263	1,278	2,599	554	1,137	1,652	8,196	1,250	986	1,008	850	1,353	
特種用途	特種車	79	116	50	230	89	52	88	96	75	518	71	57	63	163	22	67	91	391	41	37	28	27	64	
	大型特殊車	99	97	49	166	20	27	31	93	72	370	46	51	56	149	43	71	79	296	49	51	33	22	81	
	計	178	213	99	396	109	79	119	189	147	888	117	108	119	312	65	138	170	687	90	88	61	49	145	
	登録自動車計	2,066	2,512	1,025	5,402	1,041	831	1,059	2,740	1,553	11,477	2,201	1,693	1,741	3,526	769	1,634	2,251	10,793	1,678	1,371	1,424	1,071	1,962	
	小型二輪車	28	45	10	58	4	15	21	61	25	188	28	18	29	66	4	26	34	253	49	41	31	22	40	
軽自動車	検査対象車	四輪	184	294	139	993	359	350	406	283	151	889	269	255	363	859	144	280	312	2,275	375	301	298	312	364
		三輪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	184	294	139	993	359	350	406	283	151	889	269	255	363	859	144	280	312	2,275	375	301	298	312	364
	届出車	乗用車	330	501	238	1,326	527	497	535	621	278	2,939	559	365	412	1,034	124	446	457	3,542	493	406	376	256	488
		特種用途車	1	3	1	6	2	4	2	5	1	29	5	3	5	13	2	1	4	36	2	2	0	0	1